

# 緑の施策の展開と実績

- 1 施策の基本的考え方とその対応
- 2 緑の基本計画策定後の施策実績
- 3 施策の方針及び目標
- 4 緑の保全に係る制度の概要と補助制度
- 5 今後の課題と計画の改訂



リンドウ

## 1 施策の基本的考え方とその対応

### 1) 施策の基本的考え方と対応のまとめ

平成8年4月に策定した鎌倉市緑の基本計画（以下「緑の基本計画」という。）では、計画の推進に向けた施策の基本的考え方として、「新たな条例等の制定」、「実施プログラムの策定」、「国・県・市・市民の連携」、「各種施策の組み合わせ」、「条例に基づく施策の適用」の5項目を掲げている。（緑の基本計画122頁参照）

市では、これらの基本的考え方に基づき、緑の基本計画策定の翌年度から施策の具体的な内容の検討と実施に取り組み、これまでに各種施策の積極的な推進を図ってきた。

こうした計画策定後の施策の取り組みを、基本的考え方の項目に対応する形で整理すると次のように表される。

#### ①計画を推進するための新たな条例等の制定を図る。

計画の円滑な推進を図るため、これまでの緑の保全や緑化に係る各種の条例・要綱等を整理統合した、計画推進のための新たな条例等の制定を図る。

平成9年7月4日に、新たな緑の基本条例となる「鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例」（条例第5号）を制定した。この条例では、緑の基本計画の円滑な推進と今後の多様な緑の課題に対応するため、「鎌倉市緑政審議会の設置」、「緑の基本計画策定の義務付け」等の新しい内容を盛り込んでいる。

#### ②計画内容を計画的、段階的に推進するための実施プログラムの策定を図る。

緑の基本計画で定めた内容を計画期間において確実に実行するため、関連する各種施策・事業の実施時期や計画量等を定めた実施プログラムを策定する。

平成9年3月に、緑の基本計画の実施に向けた「鎌倉市緑の基本計画推進プログラム」を策定するとともに、併せて、現行の施策で対応できるものから中長期的な展望の中で対応すべき施策までを含む「鎌倉市緑の基本計画の推進に関する提言書」を作成した。

③国・県・市・市民の連携による計画の推進を図る。

計画内容のうち、広域的にも重要な緑地については、その保全等の対応を国・県へ要望するとともに、市レベルで対応すべきものについては、行政（市）と市民との連携によって緑の保全・創造を図る。

国・県・市の連携によるものとして、緑の基本計画で提示した歴史的風土保存区域の指定拡大が国の歴史的風土審議会で審議・了承され、平成12年3月17日に新たな歴史的風土保存区域が告示された。

また、市と市民の連携については、市の総合公園である鎌倉中央公園での市民要望を反映させた公園づくりや、市民の参加による公園の維持管理等を実施している。

④各種施策の組み合わせによる施策の実効性の向上を図る。

計画の推進にあたっては、関連するハード面、ソフト面の施策を効果的に組み合わせることにより、施策の実効性を高める。

平成9年3月に鎌倉市の緑化基準・緑化指針を作成し、「鎌倉市開発事業指導要綱（全面改正、平成8年4月告示）」や、「鎌倉市まち並みのみどりの奨励事業補助金交付要綱（平成12年5月告示）」と連携させながら、公共施設及び民有地の緑化を推進している。

⑤法制度の適用に至るつなぎ策として、市の条例等に基づく施策の効果的活用を図る。

計画に示した歴史的風土特別保存地区、近郊緑地特別保全地区等の指定拡大や、緑地保全地区、市民緑地、緑地協定等の指定には地元との調整に時間を必要とする場合もあることから、その間は市の条例等に基づく保存樹林、緑地保全契約等の施策をつなぎ策として効果的に活用し、緑の継続的な保全を図る。

法制度適用による緑地保全のつなぎ策として、鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例（平成9年7月制定）第9条の規定による「緑地保全推進地区」制度を設け、当面の緑地保全策としての活用を図っている。

施策の基本的考え方に対応する上記の各施策について、以下に、その具体的な内容や経過等を述べる。

## 2) 計画を推進するための新たな条例制定等の取り組み

### (1) 鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例の制定

鎌倉市は、緑の基本計画における施策の基本的考え方示された「新たな条例等の制定」の方針を受けて、それまでの「鎌倉市緑化の推進及び樹木等の保全に関する条例（昭和47年制定）」を廃止し、平成9年7月4日に新たな緑の基本条例となる「鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例（以下「緑の保全条例」という。）」を公布した。

#### ①緑の保全条例制定の経過

この条例の制定は、市民からの緑地保全条例の制定を求める陳情が契機となっており、次のような経過を経て公布・制定された。

#### ●条例制定の経過

年月日	内 容
平成7年2月28日	鎌倉市民が20万人以上の大掛かりな署名を集め、「鎌倉緑地保全条例」の制定を求める陳情書を提出。（平成7年1月1日現在の市の人口は、171,508人）
3月24日	鎌倉市議会が、この陳情を全会一致で採択。
平成8年4月1日	鎌倉市緑の基本計画の策定。
平成9年6月24日	市議会本会議で原案が修正の上、可決成立。
7月4日	条例の公布。
10月1日	条例の施行。

#### ②緑の保全条例の特色及び旧条例との変更点

昭和47年制定の「鎌倉市緑化の推進及び樹木等の保全に関する条例（以下「旧条例」という。）」以来25年ぶりの制定となる緑の保全条例では、緑の基本計画に基づく緑豊かな都市環境を形成するための新しい視点に立った内容を盛り込んでいる。

ここで、緑の保全条例の特色及び旧条例との変更点を整理すると、次のように表される。

#### ●緑の保全条例の特色と旧条例との変更点

項目	旧条例（昭和47年制定）	緑の保全条例（平成9年制定）
目的	「緑化の推進及び樹木等の保全に関し、必要な事項を定める」ことを趣旨で述べている。（第1条）	目的として「緑の保全及び創造についての基本理念を定める」、「市・土地所有者等・市民及び事業者の責務を明確にする」、「緑豊かな都市環境の形成を図り、市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与すること」をうたっている。（第1条）
基本理念	「美観風致の維持とみどり豊かな町づくり」を掲げている。（第2条）	「本市の歴史的・文化的環境を確保し、潤いと安らぎのある都市環境を形成し、健全な生態系を保持し、人と自然との豊かな触れ合いを確保し、及び災害に強く安全な都市をつくる上で、緑が極めて重要であることから、これを良好な状態で将来の世代に継承することを目的とし

項目	旧条例（昭和47年制定）	緑の保全条例（平成9年制定）
		て行われなければならない。」ことを掲げている。 (第3条)
責務	緑化の推進に対する市民及び事業者の協力をうたっている。(第10・11条)	緑の保全及び創造に係る市、土地所有者等、市民及び事業者の責務をうたっている。(第4・5条)
審議会	市長の諮問に応じ調査審議する「鎌倉市緑化審議会」の設置を定めている。(第3～8条)	市長の諮問に応じ、緑の保全及び創造についての基本的事項又は重要事項を調査審議するとともに、緑の保全及び創造に関する事項について、独自の判断で市長に意見を述べることができる役割をもつ機関としての「鎌倉市緑政審議会」の設置を定めている。(第6条)
緑の基本計画	—	根拠法令である都市緑地保全法では「緑の基本計画を定めることができる」となっているが、緑の保全条例では「緑の基本計画を定めなければならない」として、計画策定の義務付けを明確に定めている。(第7条)
緑地保全 推進地区	—	緑の基本計画に基づく市独自の緑地保全制度として、新たに「緑地保全推進地区」を設けている。 この制度は、法律に基づく緑地保全制度を適用するまでの間のつなぎ策としての性格をもつもので、自然的・歴史的環境の保全や防災等の面で保全を必要とする緑地に対し、その機能を明示した上で幅広く指定できることとなっている。したがって、緑の基本計画で保全を進めることとなっている緑地に対して適用できるよう配慮されている。(第9～13条)
緑化の推進	緑化推進施策の実施、市長の指導・助言、緑化推進の助成等の内容を定めている。(第9～12条)	緑化の推進について、「市の定めた緑化基準に基づく公共施設及び民有地の緑化」をうたっている。 (第19条)
勧告・公表	保存樹木等の保存について「市長は必要と認めるときは、所有者等に対し必要な勧告をすることができる」ことを定めている。(条例21条)	市長は、「緑地保全推進地区内の行為の協議をしない者及び指導に従わない者」、「保存樹木等に係る届出の際虚偽の届出をした者」があるときは、その者を公表することができることを定めている。 また、この場合、市長は緑政審議会の意見を聴かなければならないことを定めている。(条例23条)

### ③条例の構成

鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例は、次のような項目で構成されている。

#### 条例の基本的事項

目的 定義 基本理念 市の責務 土地所有者等、市民、事業者の責務

#### 緑政審議会

緑の保全及び創造に関する重要事項等調査審議する機関

学識経験者・市議会議員・市民

#### 緑の基本計画

20年後を目標とした緑の保全及び創造に関するマスタープラン

都市緑地保全法に基づき策定した法定計画

#### 緑地保全推進地区

緑の基本計画で保全に位置づけされた緑地の保全を目指し、地区を指定する制度

地区の指定、推進地区内の行為の協議、助言及び指導、買取りの申出、氏名の公表

#### 保存樹木等

美観上優れた樹木・樹林・生垣を指定し、保存を支援する制度

保存樹木等の指定、保存樹木等の保存義務、保存樹木等に係る届出

#### 市の施策等

緑の保全・創造を行うための市の実施する施策等

施策実施のための措置、緑化の推進、支援及び助成、買入れ等の手続

## 資料1 市の広報による「鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例」可決の告知

# 特集

## 緑条例案一部修正のうえ可決

### 緑の保全・創造に向けて

市議会へ用意例会に提案しました「鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例案」が一部修正のうえ可決されました。

この条例は、平成7年1月に二十万余の署名による「鎌倉市緑地保全条例案」の制定を求める陳情が提出され、市議会全会一致で採択されたものを受け提案したものでした。

#### 条例の内容

わざい者を緑政審議会の審議を聴いて公表できる。④緑地保全推進地区内の土地所有者は市長へ貢い取らの申出ができる。⑤緑地保全基金による買入を行おうとするときは緑政審議会の意見を聽かなければなりません。

今後は、都市緑地保全法の定めで策定した「鎌倉市緑の基本計画」にて、この条例を車の両輪として、土地所有者の支援策を行なって努力してまいります。なるべく早く緑政審議会を設置し、緑地保全推進地区的指定作業を進める予定です。

#### 議会での経過

Q & A

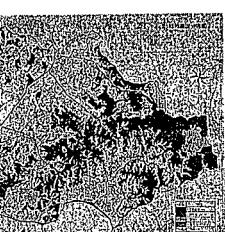
A: 緑を保全するため、開発に付けて、市の判断によれば、従来の場合は公表するだけでは、市の指導に従ふるだけが問題があり、許可制度をもつて市の指導に従わせようと思っていて、条例本が違法性をもつていては負けてしまう。そのような方法は、民主的な制度にはなりません。お互

いの主張をきちんと述べ、市長は緑の保護に対する市民の意識を高めよう努めることで、緑地保全推進地区においては、緑地保全の実現を目指す。緑地保全の実現を目指す。緑地保全の実現を目指す。

Q: 私たちは目に見えない形で緑からの恩恵を受けており、いろいろな場面で緑保全に力を入れる必要があります。緑地保全基金や風致保存基金に毎年一定の額を籌金されている人もあります。また、森林を管理するボランティア活動もあります。土地所有者が管理に困っている人もおり、このままでは保全に協力するところも少ないので、緑地保全基金をもつて、貢献できる範囲で継続して行なうことが大きな力になります。

Q: 市民は緑の保全のため何をしたのがいいのか。A: 私たちは目に見えない形で緑からの恩恵を受けており、いろいろな場面で緑保全に力を入れる必要があります。緑地保全基金や風致保存基金に毎年一定の額を籌金されている人もあります。また、森林を管理するボランティア活動もあります。土地所有者が管理に困っている人もおり、このままでは保全に協力するところも少ないので、緑地保全基金をもつて、貢献できる範囲で継続して行なうことが大きな力になります。

Q: 許可制の実現はできなくなっています。A: 問い合わせ



緑地現況分布

## 資料2 鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例 (平成9年7月4日公布)

### (目的)

第1条 この条例は、本市の緑の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、土地所有者等、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、緑の保全及び創造に関する施策について必要な事項を定めることにより、緑豊かな都市環境の形成を図り、もって市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)緑地　樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で、若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているものをいう。
- (2)緑　緑地及び街路樹、庭に植栽される樹木等その他これらに類する樹木等で良好な自然的環境の形成に寄与しているものをいう。
- (3)土地所有者等　緑を所有し、管理し、又は占有している者をいう。

### (基本理念)

第3条 緑の保全及び創造は、本市の歴史的、文化的環境を確保し、潤いと安らぎのある都市環境を形成し、健全な生態系を保持し、人と自然との豊かな触れ合いを確保し、及び災害に強く安全な都市をつくる上で、緑が極めて重要であることから、これを良好な状態で将来の世代に継承することを目的として行わなければならない。

2 緑の保全及び創造は、市、土地所有者等、市民及び事業者が緑の重要性を認識し、相互に協力することにより行わなければならない。

### (市の責務)

第4条 市は、前条に定める緑の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、緑の保全及び創造についての施策を策定し、これを実施しなければならない。

2 市は、前項の規定による施策の策定及び実施にあたっては、緑の状態、土地の所有及び土地利用の状況についての調査その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### (土地所有者等、市民及び事業者の責務)

第5条 土地所有者等、市民及び事業者は、基本理念にのっとり、緑の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する緑の保全及び創造についての施策に協力しなければならない。

### (緑政審議会)

第6条 市長の付属機関として、鎌倉市緑政審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、緑の保全及び創造についての基本的事項又は重要事項を調査審議するものとする。

3 審議会は、緑の保全及び創造に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

5 委員は、市議会議員、市民及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、別に規則で定める。

### (緑の基本計画)

第7条 市長は、緑の保全及び創造についての施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、緑の保全及び創造についての基本的な計画（以下「緑の基本計画」という。）を定めなければならない。

2 緑の基本計画は、都市緑地保全法（昭和48年法律第72号）第2条の2第1項の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画の内容を満たすものでなければならない。

3 緑の基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)緑の保全及び創造についての目標

(2)緑の保全及び創造の施策についての事項

(3)緑の配置の方針についての事項

(4)その他緑の保全及び創造の施策の推進のため必要な事項

4 市長は、緑の基本計画を定めるに当たっては、土地所有者等、市民及び事業者の意見を聞くとともに、審議会に諮問しなければならない。

5 市長は、緑の基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前2項の規定は、緑の基本計画の変更について準用する。

### (施策実施のための措置)

第8条 市長は、緑の基本計画に基づき、緑の保全及び創造についての施策を実施するため必要な法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。

### (推進地区の指定)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する緑地を緑地保全推進地区（以下「推進地区」という。）として指定することができる。

(1)歴史的、文化的環境を確保するために保全することが必要な緑地

(2)潤いと安らぎのある都市環境を確保するために保全することが必要な緑地

(3)健全な生態系を保持するために保全することが必要な緑地

(4)人と自然との豊かな触れ合いを確保するために保全することが必要な緑地

(5)災害に強く安全な都市をつくるために保全することが必要な緑地

2 市長は、推進地区の指定をしようとするときは、当該指定をしようとする地区内の土地の所有者の意見を聞くよう努めるとともに、審議会に諮問しなければならない。

### (推進地区の案の縦覧等)

第10条 市長は、推進地区の指定をしようとするときは、あらかじめ指定の趣旨及び内容を公告し、その案を当該公告の日から14日間公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項の規定による公告があったときは、市民及び利害関係人は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について市長に意見書を提出することができる。

### (推進地区の指定の告示等)

第11条 市長は、推進地区の指定をしたときは、これを告示しなければならない。

2 市長は、推進地区を指定したときは、当該推進地区内に標識を設置するものとする。

### (推進地区の指定の変更等)

第12条 第9条第2項、第10条及び前条第1項の規定は、推進地区の指定の変更及び解除について準用する。

### (推進地区内の行為の協議)

第13条 推進地区内において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、あらかじめ市長と協議しなければならない。ただし、災害のための必要な応急措置及び通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるものについては、この限りではない。

(1)建築物その他の工作物の新築、改築又は増築

- (2)宅地の造成、土地の開墾、土石の採取その他の土地の形質の変更
- (3)木竹の伐採又は移植
- (4)水面の埋立て
- (5)前各号に掲げるもののほか、緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で規則で定めるもの  
(助言及び指導)

第14条 市長は、前条各号のいずれかに該当する行為をしようとする者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

(保存樹木等の指定等)

第15条 市長は、樹木等の保全を図るため必要があると認めるときは、規則で定める基準に該当する樹木又はその集団を保存樹木又は保存樹林（以下「保存樹木等」という。）として指定することができる。

- 2 市長は、保存樹木等の指定をしようとするときは、当該指定をしようとする樹木又はその集団の所有者等（所有者又は管理者をいう。以下同じ。）の承諾を得なければならない。
- 3 市長は、保存樹木等の指定をしたときは、その所有者等にその旨を通知するとともに、当該指定を表示する標識を設置するものとする。
- 4 保存樹木等の指定期間は、3年とする。ただし、市長は、必要に応じ、指定期間の更新を行うことができる。

(保存樹木等の保存義務)

第16条 保存樹木等の所有者等は、当該保存樹木等について、枯損の防止その他その保存に努めなければならない。

- 2 市民及び事業者は、保存樹木等が大切に保存されるよう協力しなければならない。

(保存樹木等に係る届出)

第17条 保存樹木等の所有者等は、当該保存樹木等を伐採し、若しくは移植し、又は譲渡しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 保存樹木等の所有者等は、当該保存樹木等が滅失し、又は枯死したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(保存樹木等の指定の解除)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保存樹木等の指定を解除することができる。

- (1)前条第1項の規定による届出があった場合でやむを得ないと認めるとき。
  - (2)前条第2項の規定による届出があったとき。
  - (3)公益上の理由その他特別の理由があるとき。
- 2 市長は、保存樹木等の指定を解除したときは、その所有者等にその旨を通知しなければならない。

(緑化の推進)

第19条 市長は、緑化の目標についての基準（以下「緑化基準」という。）を定め、これに基づき、その設置し、又は管理する道路、公園、学校、庁舎等の公共施設の緑化を推進するものとする。

- 2 市民は、緑化基準に基づき敷地の緑化に努めるとともに、地域における緑化の推進活動に積極的に参加するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、緑化基準に基づき、その設置し、又は管理する工場、事業所等の緑化に努めなければならない。

(支援及び助成)

第20条 市長は、推進地区内の樹木等及び保存樹木等の保全を図るため必要があると認めるときは、それらの所有者等に対し、必要な支援をし、又は予算の範囲内で助成することができる。

- 2 市長は、緑化の推進を図るため必要があると認めるときは、市民及び事業者に対し、必要な支援をし、又は予算の範囲内で助成することができる。

(買取りの申出)

第21条 推進地区内の土地の所有者で規則で定めるものは、当該土地の市による買取りを希望するときは、市長に対

し、その旨を申し出ることができる。

(緑地保全基金等による買入れ等の手続き)

第22条 市長は、鎌倉市緑地保全基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和61年3月条例第21号）第1条の鎌倉市緑地保全基金等をもって緊急かつ必要な緑地の買入れ等を行おうとするときは、審議会の意見を聽かなければならぬ。

(公表)

第23条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その旨を公表することができる。

- (1)第13条の規定による協議をしない者
- (2)第14条の指導に従わない者
- (3)第17条第1項の規定による届出をしない者又は当該届出の際虚偽の届出をした者

2 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、審議会の意見を聽かなければならない。

(委任)

第24条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成9年10月1日から施行する。

(緑化の推進及び樹木等の保全に関する条例の廃止)

2 鎌倉市緑化の推進及び樹木等の保全に関する条例（昭和47年10月条例第22号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 平成8年4月1日に策定された鎌倉市緑の基本計画は、第7条第1項の規定により定められた緑の基本計画とみなす。
- 4 この条例の施行の際、現に旧条例の規定により指定されている保存樹木等に関する取扱いについては、その指定期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。